一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構 定款

第１章　総則

（名称）
第１条　当法人は、一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構と称する。
（主たる事務所の所在地）
第２条　当法人は、主たる事務所を石川県加賀市に置く。
（目的及び事業）
第３条　当法人は、地元企業及び加賀市外先端企業等からの資金や人材を結集して、地域主体による自立的な運営の下、加賀市における国家戦略特区制度の活用を推進することで新たな産業基盤を構築するとともに、地元経済の発展と人材育成を促進し、もって地域社会への持続的な還元を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
（１） 国家戦略特区関連事業の企画、運営及び支援
（２） 地域企業・教育機関・行政機関との連携による研究開発・実証事業の推進
（３） スタートアップ・新産業支援及び資金調達支援
（４） デジタル技術、スマートシティ、モビリティ、ヘルスケア、デュアルユース等に関する先端技術の導入促進
（５） 人材育成、研修、セミナー等の開催
（６） 国内外の関係機関との交流・提携及び広報活動
（７） その他、前各号に附帯または関連する一切の事業
（公告の方法）
第４条　当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第２章　社員

（法人の構成員）
第５条　当法人の会員は次の２種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
（１） 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び法人、団体（国又は地方公共団体を含む。）
（２） 準会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人及び法人、団体（国又は地方公共団体を含む。）
（入会）
第６条　当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを経なければならない。
２　入会は、理事の過半数の承認をもって成立するものとする。
（会費）
第７条　会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

（退会）
第８条　社員は、別に定める退会届を提出することにより任意に退会できる。ただし、１か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。
（除名）
第９条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第４９条第２項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。
（社員の資格喪失）
第１０条　社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
（１） 退会したとき。
（２） 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
（３） 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
（４） １年以上会費を滞納したとき。
（５） 除名されたとき。
（６） 総社員の同意があったとき。
（社員名簿）
第１１条　当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　社員総会

（構成）
第１２条　社員総会は、全ての社員をもって構成する。
（権限）
第１３条　社員総会は、次の事項について決議する。
（１） 社員の除名
（２） 理事の選任又は解任
（３） 理事の報酬等の額
（４） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
（５） 定款の変更
（６） 解散及び残余財産の処分
（７） その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項（開催）
第１４条　定時社員総会は毎事業年度終了後３か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
（招集）
第１５条　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決議に基づき代表理事が招集する。
２　総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、

社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
（議長）
第１６条　社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
（議決権）
第１７条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。
（決議）
第１８条　社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
２　一般法人法第４９条第２項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。
（議事録）
第１９条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第４章　役員

（役員）
第２０条　当法人に、次の役員を置く。
（１）理事　3 名以上 10 名以内
（２）監事　1 名以上 3 名以内
２　理事のうち、１名以上を代表理事とする。
３　代表理事以外の理事のうち、数名を業務執行理事とすることができる。
（役員の選任）
第２１条　理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。
２　代表理事及び業務執行理事は、理事会の互選によって定める。また業務執行理事のうち、数名を副代表理事、数名を専務理事、数名を常務理事とすることができる。
３　監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
４　各理事について、当該理事及びその配偶者又は３親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。
（理事の職務及び権限）
第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務を執行する。
２　代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
（監事の職務及び権限）
第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
（役員の任期）
第２４条　理事及び監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
３　増員として選任された理事の任期は、在任理事の任期の満了する時までとする。
４　理事が欠けた場合又は法令若しくは本定款第２０条第１項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任（解任及び資格の喪失を除く。）した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の報酬等）
第２５条　理事及び監事に対し、報酬等として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。
２　理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
（役員の解任）
第２６条　理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
２　前項の場合において、次のいずれかに該当するときは、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う社員総会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
（２）職務上の義務違反その他理事及び監事としてふさわしくない行為があったと認められるとき
（取引の制限）
第２７条　理事は、次に掲げる取引を使用とする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
（１）自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
（２）自己又は第三者のためにする当法人との取引
（３）当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外のものとの間における当法人とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅延なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
（責任の一部免除又は限定）
第２８条　当法人は、一般法人法第１１４条第１項の規定により、理事又は監事の同法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
２　当法人は、一般法人法第１１５条第１項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、同法第１１１条第１項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契

約に基づく賠償責任の限度額は、金１万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
（アドバイザリーボード及び顧問）
第２９条　当法人の事業運営に関し、専門的な知見に基づく助言を得るため、任意の機関としてアドバイザリーボードを置く。
２　アドバイザリーボードは、顧問をもって構成し、理事会の決議により選任する。
３　顧問のうちから、理事会の決議により、アドバイザリーボードを代表する常任顧問を１名、また特別顧問を１名置くことができる。
４　顧問は、理事会の諮問に応じ、アドバイザリーボードを通じて、又は個別に、理事会に対して助言及び提言を行う。
５　顧問の任期、報酬及びアドバイザリーボードの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第５章　理事会

（構成）
第３０条 当法人に理事会を置く。
２ 理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第３１条 理事会は、次の職務を行う。
（１） 業務執行の決定
（２） 理事の職務の執行の監督
（３） 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
（４） その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款に定める事項
２ 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することが できない。
（１） 重要な財産の処分及び譲受け
（２） 多額の借財
（３） 重要な使用人の選任及び解任
（４） 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
（５） 理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
（６） 第２８条第１項の責任の一部免除及び同条第２項の責任限定契約の締結
（招集）
第３２条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１） 代表理事が必要と認めたとき
（２） 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に召集の請求があったとき
（３） 前号の請求のあった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

（４） 監事が必要と認めて代表理事に召集の請求があったとき
（５） 前号の請求のあった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき
２ 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前項第３号により理事が招集する場合及 び同項第５号により監事が招集する場合を除く。
３ 代表理事が欠けた場合又は代表理事に事故がある場合は、あらかじめ理事会が定め た順序により他の理事が招集する。
４ 理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで理事会を開催する ことができる。
（議長）
第３３条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
（決議）
第３４条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わること ができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（決議の省略）
第３５条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみな す。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
（報告の省略）
第３６条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第９１条第２項の規定による報告については、この限りでない。
（議事録）
第３７条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
２ 代表理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
（理事会規則）
第３８条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定めることができる。

第６章　会計

（事業年度）
第３９条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの年１期とする。
（事業計画及び収支予算）
第４０条　当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事の過半数の承認を経て、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

（事業報告及び決算）
第４１条　当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、理事の過半数の承認を受けなければならない。
（１） 事業報告
（２） 事業報告の附属明細書
（３） 貸借対照表
（４） 損益計算書（正味財産増減計算書）
（５） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類のうち、同項第１号、第３号及び第４号の書類については、定時社員総会に提出し、同項第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
３　第１項の書類を主たる事務所に５年間備え置くとともに、この定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
（剰余金の不分配）
第４２条　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第７章　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）
第４３条　この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議によって変更することができる。
（解散）
第４４条　当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。
（残余財産の帰属）
第４５条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、加賀市又は当法人と類似の事業を目的とする公益的団体に寄附するものとする。

第８章　事務局

（事務局）
第４６条　当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
２ 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。
３ 事務局長は、代表理事が理事の過半数の承認を得て任免する。
４ 事務局長は、事務局の運営を支援するために必要な組織及び委員会を置くことができる
５ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事の過半数の決議を経て別に定める。

附則

（特別の利益の禁止）
第４７条　当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。
（目的及び事業内容の見直し）
第４８条　当法人は、社会情勢の変化や事業の進捗等により変更を行う必要があると認められる場合は、積極的に目的及び事業内容の見直しを行う。
（最初の事業年度）
第４９条　当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和８年３月末日までとする。
（設立時の役員）
第５０条　当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。
　設立時理事　御法川 学　　小関 賢次
　設立時代表理事　御法川 学
（設立時社員の氏名及び住所）
第５１条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。
　設立時社員　御法川 学

　設立時社員　小関 賢次

（法令の準拠）
第５２条　この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人加賀国家戦略特区推進機構設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和　7 年 10 月 28 日
　設立時社員　御法川 学
　設立時社員　小関 賢次

附則（令和８年６月２４日）

定款第２０条から第２２条の変更、第２３条の新設、第２４条から第２５条の変更、第２６条から第２８条の新設、第２９条の変更、第３０条から第３８条の新設、第３９条から第４５条の番号の繰り下げ、第４６条の変更及び番号の繰り下げ、並びに第４７条から第５２条の番号の繰り下げは、令和８年６月２４日の社員総会の決議により変更し、同日から施行する。